

施設等利用給付認定の保育要件に係る Q A について（京都市）

（7 月 1 8 日時点暫定版，新制度未移行幼稚園用）

Q 1 施設等利用給付認定を受けるためにはどうすればよいか

A 全ての園児について、子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第 1 号様式）の提出が必要です。

さらに、両親共働き等で、保育が必要な児童（新 2 号認定又は新 3 号認定）については、保育が必要な理由書（第 2 号様式）及びその理由に応じて、就労証明書等の添付資料が必要となります。

<保育が必要な理由と添付書類>

保育が必要な理由及び基準	添付書類
① 就労（内定を含む） 1 箇月 4 8 時間以上就労していること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（第 3 号様式） ・スケジュール申告書（第 4 号様式）（変則勤務の方）
② 妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の写し又は出産証明書
③ 保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等 ・スケジュール申告書第 4 号様式(生活に制限のない方)
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等 ・スケジュール申告書第 4 号様式(必須)
⑤ 災害復旧 災害の復旧に当たっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書
⑥ 求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書第 4 - 2 号様式 ・活動内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)
⑦ 就学 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・スケジュール申告書第 4 号様式(時間割でも可)
⑧ 育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から，上の子どもが継続して施設等を利用していること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書第 3 号様式
⑨ その他，上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事情により判断

Q 2 新1号認定を希望の場合は、子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第1号様式）のみの提出でよいのか

A そのとおりです。

新2号認定又は新3号認定に非該当（保育が必要な理由に該当しない場合）となる児童についても新1号該当となり、添付書類等は不要です（Q1参照）。

Q 3 両親のうち、一方は就労しているが、もう一方は就労等はしておらず、保育要件はないが、新2号認定を受けることができるか

A できません。

保護者のいずれもが、保育が必要な理由（Q1参照）のいずれかに該当する必要があります。

Q 4 就労はしているが、不定期でごく短時間しか就労していないが、新2号認定を受けることができるか。

A 就労要件に該当するには月48時間の就労をしていることが条件です。毎月の就労時間が月48時間未満の場合は就労要件で新2号認定を受けることができません。

毎月の就労時間が異なり、月48時間を下回る月がある場合でも、年間平均で月48時間以上の場合は認定対象となりますので、年間平均の就労時間が分かる書類等を提出してください。

※ 月48時間の規定は自治体により異なる場合があります。京都市以外にお住まいの方が居住されている自治体で認定を受ける際、就労認定に必要な時間を確認したい場合は、居住する自治体までお問合せください。

Q 5 自営業での就労だが、何の書類を提出すればよいのか。就労証明書は自分で記入してよいのか。

A 自身で記入した就労証明書を提出してください。自営業の証明として開業届や売上表等の提出は不要です（内容の確認が必要な場合は個別に確認させてもらう場合があります）。

Q 6 両親の一方が海外にいる場合は何を提出すればよいのか。

A 就労で海外赴任等の場合は、海外勤務であることが分かる就労証明書を提出してください。就労証明書の提出が難しい場合や就労以外の要件の場合、海外に在留していることが分かる書類（出国日の分かるパスポート（写）や海外の居住地で印字された公的書類等）を提出してください。

Q 7 求職活動をしているが、ハローワークカードの（写）等の添付書類等は必ずつけないといけないのか

A 添付書類がない場合、求職活動申告書のみ提出してください。

Q 8 就労しながら両親の介護をしている場合等、複数の保育要件がある場合、どうすればよいか。

A 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第1号様式）の「6 保育が必要な理由」は主なもの一つを選択してもらいますが、複数の理由がある場合、第2号様式には全ての理由を記入し、添付書類も全て提出してください。保育が必要な理由は、京都市が総合的に判断して通知します。